

原発訴訟原告「新基準不十分」



定期検査のため運転が止まっている福井県の原子力発電所について滋賀県などの住民が運転を再開しないよう求めている裁判で、原告の住民側は「新たな規制基準は極めて不十分な基準であり、原発の安全性を担保するものではない」と主張しました。

滋賀県や大阪府の住民57人は運転停止中の福井県にある関西電力の11基の原発の運転を再開しないよう求めています。

17日の5回目の裁判で原告の住民側は新たな規制基準について、「耐震設計の基礎となるべき基準地震動が本質的に過小評価であり、避難計画の問題に関しては審査されることもない。そのような新たな規制基準は極めて不十分な基準であり、原発の安全性を担保するものではない」と主張しました。

一方、関西電力は想定される最も大きい津波の高さを示す基準津波について「最新の科学的、技術的知見を踏まえて、過去の津波の調査や測量調査などを実施した。津波水位がもっとも厳しいものとなるケースを選定して基準津波を策定し、安全機能が損なわれないことを確認している」と書面で主張しました。

次の裁判は4月に予定されています。

この裁判で住民側が、運転を再開しないよう求めている対象に含まれている高浜原発3号機と4号機をめぐっては今月12日に原子力規制委員会が安全対策が新たな規制基準に適合しているとする審査書を決定しています。

裁判の後、会見した原告側の井戸謙一弁護士団長は「パブリックコメントや各地の訴訟で指摘されている問題点を無視する形で決定がなされた。拙速で、いいかげんな設置変更許可は許さないという市民の声を大きくして、実際に原発が動き出す前になんとか止めたい」と話していました。

02月17日 21時18分